

③公設試験研究機関の機能の広域化による広域産業振興

「関西産業技術研究機構～関西版フラウンホーファー～（仮称）」【広域行政深化の例】

産業振興においては、関西広域連合の第4期広域計画⁷に掲げられている通り、「関西の優位性を活かしたイノベーション創出環境・機能の強化」が重要である。同計画においては、「コンシェルジュ機能の充実など公設試験研究機関の一体的な運用に向けた取組や、マーケティング・コーディネート機能の強化などを通じ、入口（研究シーズ、市場ニーズ）から出口（事業化）までシームレスに企業を支援する広域的なプラットフォームの構築など、域内の幅広い分野でイノベーションが生まれる環境の創出を図る。」と記載されている。

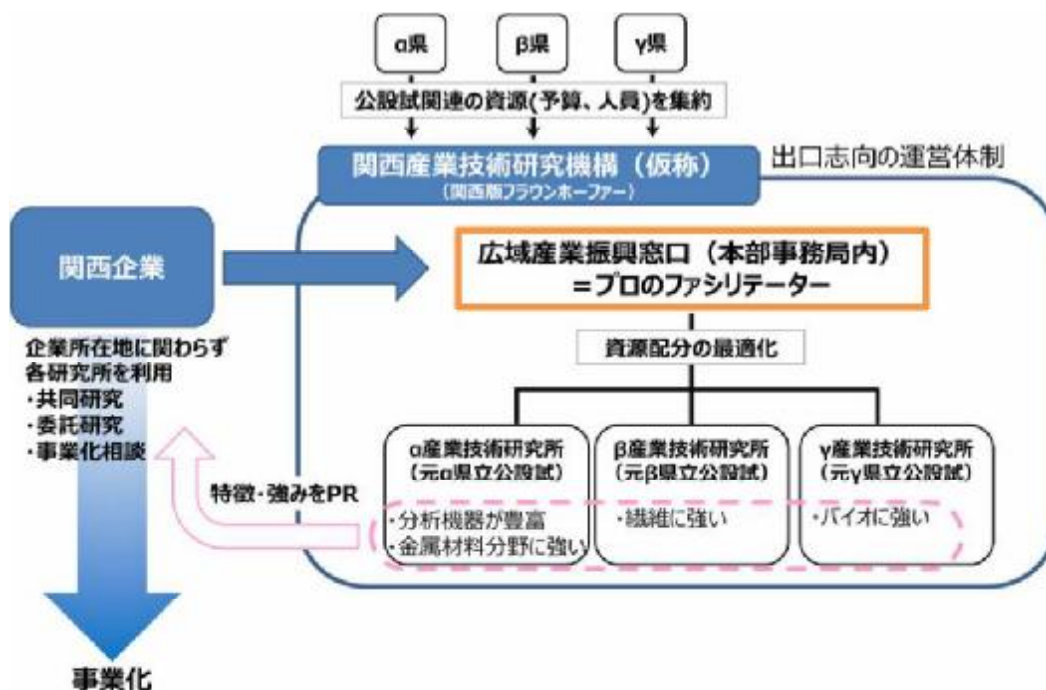
公設試験研究機関（以下、公設試）は、関西広域連合の構成自治体により設立され、比較的近い距離に存在し、それぞれが特徴や強みを持っている。関西全体としての産業競争力強化および新産業創出のためには、この蓄積を活かし、関西企業に対して府県境をまたいで広域的に基礎研究、応用研究、実証から事業化へのトータルサポートを展開する体制を整備すべきである。

そのためには、構成府県市にある公設試を関西広域連合傘下に統合し、運営を一体化することが求められる。さらに各地域の公設試ごとの特徴および強みを明確化し、広域的な資源配分によるサービス提供の充実を実現する。これにより関西企業は、所在地の府県に関わらず、ニーズに応じた最適な公設試の紹介を受け、利用することができるようになる。

これまでも公設試は、分析試験等の企業側からの依頼に応えるだけでなく、企業との共同研究・受託研究を積極的に行ってきた。出口志向の運営方針のもと組織を一体化することで業務運営の効率化がなされ、必要に応じた機器更新や、ステークホルダーの最適なマッチングなどのサービスが改善し、企業側の利便性が向上することが期待される。以上の施策およびサービスを包括的に展開することにより、日々の問題解決からより効果的なイノベーション創出まで、深く広く関西に根差した一貫した支援が可能となる。

⁷ 広域計画とは、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合が実施する事務を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。関西広域連合は概ね3か年ごとに策定しており、現在第4期広域計画（計画期間：2020年度～2022年度）に基づいて事務を行っている。

図 「関西産業技術研究機構～関西版フラウンホーファー～（仮称）」のイメージ



④各種申請・手続きの関西広域連合への移譲

【国からの権限移譲と総合行政としての機能強化の例】

環境や保安等の分野では、区分される法律により、申請先が所管省庁となるもの、事業所所在地の各府県・政令市となるもの、双方に届け出るものがある。

所管省庁に届け出るもの、各府県と所管省庁の双方に届け出るものについては、国の機能・権限を関西広域連合へ一部移譲することにより、関西広域連合が当該自治体かつ監督省庁に代わる総合機能を発揮し、広域にわたる事業の申請や監督に対し、一括で対応できるようにすべきである⁸。

⁸ 高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの販売の届出は、事業を行う事業所ごとに、事業所の所在する都道府県又は消防（一部地域に限る）へ行うことになっている（毒物及び劇物取締法も同様）。一方で、液化石油ガス（LPガス）の販売に係る届出は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）」にて規制されており、販売免許を持つ事業所を管轄する経済産業局に対し、地域ごとにまとめて一括で行うことができる。

また、道路等の占用の許可については、その道路等を管理する主体（国・都道府県・市）により提出先・申請様式・占用料金の収納方法が異なる。